

消費者委員会新開発食品調査部会
(第11回)
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会新開発食品調査部会（第11回） 議事次第

1．日時 平成24年12月19日（水） 13:59～16:44

2．場所 消費者委員会大会議室1

3．出席者

（委員）

石綿委員、川戸委員、久代委員、栗山委員、清水委員、田島委員、
手島委員、戸部委員、山崎委員、山田委員

（説明者）

消費者庁 食品表示課

（事務局）

原事務局長、小田審議官

4．議事

（1）開 会

（2）特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

（3）特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可）

（4）閉 会

《 1. 開会 》

○原事務局長 時間になりましたので、遅れておられる方がございますけれども始めさせていただきますと思います。

本日は年末のお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから「消費者委員会新開発食品調査部会」の第11回の会合を開催いたします。

本日は、□□□委員が遅れておいでになり、□□□委員、□□□委員、□□□委員から御欠席との連絡をいただいておりますけれども、過半数に達しておりますので部会が成立しておりますことを御報告いたします。

参考人といたしまして、□□□から、□□□の□□□先生に御出席いただいております。

申請品の説明につきましては消費者庁食品表示課からお願いしたいと思います。

では、議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。

まずお手元の資料になりますけれども、議事次第の裏に一応配付資料一覧を載せております。

資料1といたしまして、「特定保健用食品の審査について（回答）」。

資料2といたしまして、新規諮問品目に関する「申請品概要資料」。

資料3は「新開発食品調査部会報告書（案）」。

資料4が「答申書（案）」。

資料5が「報告案件一覧表」。

参考資料として、「特定保健用食品一覧表」の平成24年11月5日の最新のものをおつけしております。

また、後ろのテーブルに各品目の審査申請書などの審議資料を御用意しておりますので、適宜ごらんいただければと思います。

不足の資料がございましたら、審議の途中でもお申し出をください。

なお、配付資料や審議内容については公開を前提としていない情報も含まれておりますから、お取り扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

では、□□□委員、議事進行をどうぞよろしくようお願いいたします。

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

○□□□委員 では、審議に入る前に本日の審議品目に関して申し合わせに基づく寄附金等の受け取りの有無と申請資料に対する各委員の関与について確認しておきたいと思えます。

事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 申し合わせに基づいて、今回の審議品目の申請者からの寄附金等の受け取りについて事前に確認させていただいたところ、□□□株式会社の「□□□」につきましては□□□委員から申し出がございました。

また、申請資料に対する関与については該当する委員はいらっしゃいませんでした。

報告は以上です。

○□□□委員 申し合わせに基づいて寄附金等の受け取りや申請資料に対する委員の関与について事務局で確認したところ、□□□委員は、□□□につきまして意見を述べることはできますが、議決には加わらないということで御了承いただきたいと思います。

(1) □□□

○□□□委員 それでは、審議を行いたいと思います。

では、継続審議品目の□□□株式会社の「□□□」についてです。

平成24年11月6日に消費者委員会新開発食品調査部会部会長から消費者委員会委員長に対して平成21年12月9日付消食表第57号をもって諮問された「□□□」について意見照会をいたしました。意見照会した品目について平成24年11月20日、12月4日及び12月11日に開催されました委員間打ち合わせにおいて審議が行われ、消費者委員会委員長名で消費者委員会新開発食品調査部会 部会長宛てに対して回答がございましたのでお知らせいたします。お手元の資料1をごらんください。

□□□という形態品目は特定保健用食品として認めることは差し支えないという回答ではございますが、附帯条件がついております。その附帯条件は2点ございます。

まず第1点目は、消費者が□□□を過剰に摂取することにならないよう、申請者に対し、□□□が□□□の方は□□□が基本です等の摂取上の注意事項を明確に表示させること。

第2点目は、□□□が□□□の方の食事は□□□が基本であることから、消費者が□□□を多量摂取することが望ましいことであるかのような誤解を招くことがないよう、宣伝広告に当たっては申請者に対して十分配慮するよう伝えることというものでございます。

では、まず第1点目の摂取上の注意事項を明確に表示させることについて御意見をいただきたいと思います。

それでは、御意見がございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、この旨表示させるということで御了承願えますでしょうか。

次、2点目の、宣伝広告に当たり申請者に対して十分な配慮をするよう伝えることについて、消費者委員会新開発食品調査部会部会長から申請者に対し書簡をお渡ししたいと思っております。

その主な内容を申し上げますと、新開発食品調査部会において審査を行い、その審査の過程で□□□という食品を特定保健用食品として認めることの可否について、食生活のあり方を踏まえ、表示内容や宣伝広告のあり方までを含め、さまざまな角度から委員間で議論を持ちました。貴社申請品は日本の食文化に欠かすことのできない□□□ですが、□□□が□□□の方の食事は□□□が基本であると考えております。つきましては消費者が□□□を多量摂取することが望ましいことであるかのような誤解を持つことがないように、本申請品の宣伝広告に当たっては十分な御配慮のほどよろしくお願いいたします。

という内容になっております。

○食品表示課 消費者庁食品表示課です。1つよろしいでしょうか。

1つ目のほうの□□□が□□□の方の食事は□□□が基本であるという点についてです。申請資料概要版のイに表示見本がございまして、これは既にかかれていたのですけれども、さらなる対応が必要ということになるのでしょうか。

○□□□委員 摂取上の注意のところですね。

○食品表示課 現状、摂取上の注意の2.に記載されております。

○□□□委員 事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 一応強調することという委員会からの御回答がございまして、ここに2.ということではなく、一番上にさらにこれを際立たせる方法をとられるのがよろしいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○□□□委員 今、事務局のほうから御回答がありましたけれども、文言としては2.にかかれておりますが、2番目では見落とす可能性があるもので、1番目に持ってきてより消費者にとってわかりやすく表示していただきたいということでございます。

どうぞ、□□□委員。

○□□□委員 明確に表示させることということで、1番とか2番とかではなくて別枠というふうにこれを読んでいたのです。2.を1.にするということではなくて、別途明確にという。基本はできるだけ使わないほうがいいわけですから、これは特別例外的ということをきっちり伝えていただくのであれば本来認可対象ではないと思っているので、そうお願いできればなと思います。

○□□□委員 ありがとうございます。

事務局のほうはどうか、別枠にするというような。

○事務局 既に□□□が□□□の方は□□□が基本ですというのが書かれていることは了承しておりまして、明確にといつたときには幾つか案がございまして、もちろん2番目に書いてあるものを1番目にするとか、□□□委員がおっしゃったように全く別項目を新たに立てるとか、活字を大きくするとか、いろいろな工夫があるだろう、それから、実際に今、ある表示項目とはまた違う非常に自由に書いていい表現の部分がありますけれども、そういったところの活用も十分考えられるのではないかとということで、委員間打ち合わせでも限定してこれという話をしたわけではありません。ただ、やはりより明確に消費者に

伝わるようにしていただきたいという趣旨ではあります。

〇〇〇〇委員 どうぞ、〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員 本食品の摂取目安量は、日本での調理と食卓で使用されている平均的な量で設定されています。もし、調理をしない人が本食品を使用する場合は、主に食卓で使用すると想定されます。その場合、効果が期待できる摂取目安量を摂ろうとすると、通常の食卓での使用量より増えてしまうことが危惧されます。その点についても討議されたのでしょうか。

〇〇〇〇委員 委員間打ち合わせではそれを含めて討議しております。

〇事務局 委員間打ち合わせでも3回くらいの議論をさせていただきました。

〇〇〇〇委員 それでは、〇〇〇先生。

〇〇〇〇委員 一つの案としては、一番正面のところの四角で囲ってある「〇〇〇」とありますね。そこよりも前に入れるのがいいのかなと思います。

〇〇〇〇委員 四角に囲んでですか。

〇〇〇〇委員 そうです。

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

真ん中のところが多分正面になるのですよね。ですので、正面の一番目立つところに表示すべきという御意見です。

どうぞ、〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員 あとは同じく正面のところになるのですけれども、今、四角で囲った左側「いつもの〇〇〇に置きかえて1日〇〇〇mLを」と書いてあるのですが、右側の「〇〇〇」というところを「〇〇〇」という表現に変えることは可能でしょうか。

〇〇〇〇委員 そのほうがいいですか。

〇〇〇〇委員 そうですね。

〇〇〇〇委員 やはり一番正面になるところに出すということですね。

ほかに御意見はございますか。

ほかに御意見がなければ、どうでしょう。この部会から申請者に提案するという形をとらせていただくということでよろしいでしょうか。

〇事務局 そうすると、提案して消費者庁からお伝えいただいて、また部会長一任ということでの了解、その修正ができればいいということでもよろしいですか。

〇〇〇〇委員 はい。消費者庁から申請者に。

〇事務局 そうです。お願いします。

〇〇〇〇委員 〇〇〇m lのパックで売られるわけですね。

〇事務局 確認します。

〇〇〇〇委員 ついでに「〇〇〇」ではなくて多分「〇〇〇」だと思います。

〇事務局 そうですね、それも確認します。

〇〇〇〇委員 これが〇〇〇mLのものになったときには当然パッケージの大きさとか、正面とかが変わりますね。

〇〇〇〇委員 提案なのですけれども、パックに示されている取り扱い上の注意がとても読みにくいのです。もう少し工夫してこれを大きく読みやすくしていただいたほうがいいかと思います。

〇〇〇〇委員 このパッケージには〇〇〇mLを2つと書いてある。だから〇〇〇mLですね。1日当たり〇〇〇mL掛ける2と書いてあります。

〇〇〇〇委員 内容量は〇〇〇mLと書いてあります。

〇食品表示課 今の点について補足させていただきます。

〇〇〇〇入りにするようにという部会からの指摘を受けて、申請者からは、〇〇〇mLの〇〇〇と、例えば〇〇〇と〇〇〇の様な2つの食品に使えるようにということで、〇〇〇mLの〇〇〇を2つ使うという2種類の形態を再提案されているという状況でございます。

〇〇〇〇委員 それではよろしゅうございますか。一面といいますか、正面のところに四角の枠の中に2番の「〇〇〇」と。

〇〇〇〇委員 箱はそれでできているのですけれども、〇〇〇はどうしますか。

〇〇〇〇委員 〇〇〇は表示はさせるのですか。

〇〇〇〇委員 可能かどうかわからないですけれども、正面だったら1つの案として「〇〇〇」のところの字を小さくしていただいて、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」の上に小さな字で書いていただくくらいは提案可能かもしれないです。

〇〇〇〇委員 〇〇〇にも欲しいですね。〇〇〇にも表示、商品名の「〇〇〇」を少し小さくして、あとは少し大きく。

〇〇〇〇委員 先生のおっしゃるとおり、言ってみれば一番問題のある人が見るのは〇〇〇〇くらいのもので、この箱は調理する人が見るものです。

〇〇〇〇委員 では、申請者に対して消費者庁を通じて伝達をします。

〇事務局 撰取上の注意のところの活字が小さいというお話が出ておりましたから、2のところを移動させるのだとここの活字ももう少し大きくできるのではないかということですね。〇〇〇〇委員でしたか、御発言がありましたね。

〇〇〇〇委員 はい、より見やすい大きな字で表示するたほうがいいと思います。

〇〇〇〇委員 文字数が減るから活字を大きくすることが可能になります。

〇〇〇〇委員 表示をより明確化するようにという条件をつけて認めたということにさせていただきます。

(「はい」と声あり)

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

(2) 〇〇〇

〇〇〇〇委員 それでは、新規諮問品目に進みたいと思います。

〇〇〇株式会社の「〇〇〇」についてでございます。

では、消費者庁から御説明をお願いいたします。

〇食品表示課 よろしくをお願いいたします。

資料2の1ページをごらんください。

商品名は「〇〇〇」。

申請者は〇〇〇株式会社でございます。

保健の用途といたしましては、「〇〇〇」となっています。

関与成分といたしましては〇〇〇。

1日当たりの関与成分量としては〇〇〇mgとなっております。

1日当たりの摂取目安量は「1日〇〇〇」となっております。

摂取をする上での注意事項は、「〇〇〇」となっております。

食品形態は〇〇〇となっております。

本申請につきましては、〇〇〇の〇〇〇表示の申請となっておりますので、先ほど申し上げました保健の用途、摂取をする上での注意事項は定型文となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

関与成分が〇〇〇なので、特保の分類としては〇〇〇型の商品となります。御審議のほどお願いいたします。

〇〇〇委員、どうぞ。

〇〇〇〇委員 この申請品につきましては、有効性はもう既に疫学的調査がいろいろなところから出ているので、今までに何度も似たような商品が出ています。第二調査会で問題になったのは商品名でございました。最初は〇〇〇が先に来ていたのです。「〇〇〇」ということで、〇〇〇というのは〇〇〇の類似の〇〇〇でつくられるものですが、消費者に対して〇〇〇という製品が〇〇〇に対して有効性を示しているというようなことをやらせないように、〇〇〇から〇〇〇に〇〇〇が入っていますという形で名前を変えていただいた経緯があります。

あとのほかの問題に関しては、安全性等ということでは、審査をした結果、特に問題はございませんでした。

以上です。

〇〇〇〇委員 調査会での議論の御披露でございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては当部会として了承したいと思います。

(「はい」と声あり)

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

(3) (4) (5) 〇〇〇

〇〇〇〇委員 続きまして、既許可類似品でございます。

最初の品目が「〇〇〇」の3品でございます。

消費者庁から御説明をお願いいたします。

〇食品表示課 資料2の3ページをごらんください。

商品名は「〇〇〇<〇〇〇>」「〇〇〇 <〇〇〇>」「〇〇〇 <〇〇〇>」となっております。

申請者は株式会社〇〇〇でございます。

〇〇〇品であるため、3品まとめて御説明いたします。

保健の用途といたしましては、「〇〇〇」となっております。

関与成分と1日摂取目安量当たりの関与成分量といたしましては、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇（〇〇〇として）〇〇〇となっております。

1日当たりの摂取目安量は「〇〇〇」となっております。

摂取をする上での注意事項は、「〇〇〇」となっております。

食品形態は〇〇〇となっております。

本申請につきましては、許可番号946番「〇〇〇 <〇〇〇>」と〇〇〇、〇〇〇、1日〇〇〇が〇〇〇となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

既許可類似品で、〇〇〇も〇〇〇になりにくいということは既に多くの論文等がございます。今回申請のあったのは〇〇〇がそれぞれ違うといったものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員 この製品につきましても第二調査会で議論いたしました。基本的にはいろいろな種類が今まで出ているものですが、申請者が新しく申請したのは〇〇〇の割合配合を変えたということです。基本的に〇〇〇の作用は、〇〇〇が代謝をして〇〇〇の中で〇〇〇を作成して〇〇〇が下がることでもって〇〇〇になりやすい、一因となりますが、〇〇〇の場合にはそういう代謝がされないで〇〇〇にならない。その場合に〇〇〇と〇〇〇の〇〇〇を変えたことによってどう寄与する、〇〇〇がどう違うかなどを議論いたしました。基本的には同等性ということが言える。ただ、申請者が示した場合には、〇〇〇についてこれまで提出していた〇〇〇の試験結果が余り明確ではなかったの

で、それについてもう一度□□□試験を行っていただいて、そこで説明してもらったという経緯で1、2度指摘をいたしましたけれども、その結果をもって有効性は認められるという判断をいたしました。

以上です。

○□□□委員 ありがとうございます。

調査会での審議の経過の御説明を補足いただきました。

どうぞ、□□□委員。

○□□□委員 安全性とは直接関係しないのですけれども、この□□□は1日□□□ということになりますと、なかなか□□□いつ□□□のかというのは、□□□いかないこともあるかと思うのですけれども、時間的には大体どういうときというのは決められているのでしょうか。

○□□□委員 多くが□□□の類いは□□□で□□□分くらいということなのですけれども、最初のころ実験条件のとおりにして、そのほかの食べ方をするとどうなのかわからないということで、比較的詳しく1日に□□□を□□□くらい、□□□というのは□□□・□□□、これは□□□分と書いてありますけれども、もっと長く□□□でいたのもあると思います。途中、このような表現は実際的ではないから、例えば1日当たりの目安量を表現する場合にもっと簡単にした場合があります。ですから、ここの目安量は少し幅があるのではないかと考えています。

○□□□委員 目安量1日に□□□というのは、では□□□ではどうなのかはわからないという議論にはなりにくいと思います。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、□□□委員。

○□□□委員 もうこれは□□□いということなので、今、ここでお伺いすることではないのかもしれないのですけれども、原料の中に□□□があるのですけれども、これは由来は何なのか。というのは、別の製品で使われていた□□□は□□□由来だったのでアレルギーの表示をしましょうというお話があったと思うのです。

○□□□委員 当然□□□ですから□□□由来ではあると思うのですが、申請書類に書いてありますか。

消費者庁のほうは□□□の原材料はわかりますか。

○食品表示課 後ほど確認いたします。

○□□□委員 一般論でよろしいですか。

□□□は食品添加物になっていますので、申請資料に原料は何かというのが書いてあったかどうかわかりませんが、□□□類が原料であることは間違いありません。

○□□□委員 どうですか、よろしゅうございますか。

□□□委員。

○□□□委員 済みません、アレルギーなのにそこに気がつかなかったのですが、一般論

でないのがアレルギー患者でもあると思うので、実験するかどうかは別として、そちらの専門の先生もいらっしゃるので、確認作業はしていただければと思います。

〇〇〇〇委員 〇〇〇の原材料の由来を申請者に確認するという作業は、消費者庁のほうからできますね。それでもし〇〇〇由来だったならば、義務表示はないのですけれどもやはり表示にアレルギーの原因のある食材として〇〇〇を表示させたほうがよろしいのでしょうか。一度申請者に〇〇〇の原材料の由来を聞いてみたらどうでしょうか。

〇〇〇〇委員 食品添加物製品の原料を上流の食品添加物製造企業にまでさかのぼって追跡することは難しい場合があります。海外製品の場合などです。最終食品製造企業は食品添加物企業から一定の品質が確保された製品を購入すればよいので、食品製造企業が食品添加物の原料までは把握していないことはあり得ます。

〇〇〇〇委員 なるほどね。食品添加物として安全性が確保されていれば、その食品添加物を使用した製品については安全性が担保されるという論理ですね。

さて、困りましたね。

〇〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員 この次に出てくるものですが、〇〇〇の「〇〇〇」にも〇〇〇が使われているのですけれども、これには原材料表示で「〇〇〇（〇〇〇由来）」と書いてあります。ただ、目的が全然違いますからこれと同じにしろというわけではないけれども、一応これには由来は書いてあります。ただ、こちらは〇〇〇ですから話が違うと思いますけれども、一応そういうふうになっているということです。

〇〇〇〇委員 「〇〇〇」の場合は関与成分が〇〇〇ですから、それで表示をしたのだと思います。

〇〇〇〇委員のおっしゃったように、追跡が不可能ならば申請者に問い合わせても明確な回答は得られないと思います。

〇〇〇〇委員 回答が得られない場合がありますよということを御承知いただいた上で問い合わせるのがいいかと思います。

〇〇〇〇委員 せっかくの消費者委員会ですから念には念を入りたいので、やはり一応由来は問い合わせしておいたほうがよろしいと私は思いますが、委員の先生方はどうですか。

〇〇〇〇委員 今の問題ですと、〇〇〇製品に〇〇〇由来の〇〇〇が入っているかどうかを調べるような抗体はありますか。DNAは入っていないと思うので、PCRで見ることは多分無理だと思うのです。

〇〇〇〇先生、わかりますか。

〇〇〇〇委員 市販のものがあるかどうかは正確には知らないのですけれども、研究的に調べている人はいると思うのです。

〇〇〇〇委員 〇〇〇が残っているかどうか追跡しようがないという話ですね。

〇〇〇〇委員 そここまで気づかなかったのですけれども、〇〇〇を入れたのはこれが最初ですか。前から入っていますか。前から入っているのであれば、申請者にこれまでアレルギー

ギーのクレームのようなものがあつたかなかつたか、そういうデータを尋ねるのは大切なことだと思ひます。

〇〇〇〇委員 従来型のもをたまたま今、持っていたのですけれども、これの成分を見ると「〇〇〇」と書いてあります。既に入っていますね。

〇〇〇〇委員 そうすると、それもあわせてこれまでずっと市販してきて消費者からアレルギー症状を呈した苦情があつたかどうかということ申請者に確認することも必要だということですね。

〇〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員 そのときに多分消費者のほうはこれが原因でこうなつたと思ひますとは言えないので、1つの成分を上げてこれに関してクレームがあつたかどうかではなくて、この製品についてそういうことがあつたかどうかという形で確認をお願いできたらと思ひます。

〇〇〇〇委員 そのとおりですね。

それでは、取り扱ひはどうしますか。回答を得てから認めるということで、その判断は部会長に一任させてもらえますか。多分軽微な話だと思ひますので、継続審議にするほどのことではないと思ひます。責任持って私が資料を確認いたしますので、申請者に問い合わせさせていただいて、その結果を私に報告していただひいて、私が判断するということによろしゅうござひますか。

ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、今、言つたような取り扱ひをしたいと思ひます。

(「はい」と声あり)

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

(6) (7) 〇〇〇

〇〇〇〇委員 続きまして、「〇〇〇」ですね。

御説明をよろしくお願ひします。

〇食品表示課 資料2の13ページをごらんください。

「〇〇〇」と「〇〇〇」となつております。

申請者は株式会社〇〇〇となつております。

保健の用途といたしましては、「〇〇〇」となつております。

関与成分と1日当たりの関与成分量といたしましては、〇〇〇mg、〇〇〇mgとなつております。

1日当たりの摂取目安量は「〇〇〇」となつております。

摂取をする上での注意事項は、「□□□」となっております。

食品形態は□□□となっております。

本申請につきましては、許可番号1008番「□□□」と□□□、□□□、□□□、□□□が□□□となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○□□□委員 ありがとうございます。

許可品1008番のものと□□□違いのものが2点でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

これは調査会は□□□先生のほうなのかな。□□□先生のほうではないですか。

○□□□委員 私ではないです。

○□□□委員 □□□先生はきょう御欠席なので、調査会の御報告はお伺いできません。

□□□は関与成分としては定評のあるものでございますのでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○□□□委員 ありがとうございます。

(8) □□□

○□□□委員 続いて、「□□□」でございます。

御説明をよろしくお願ひいたします。

○食品表示課 資料2の17ページをごらんください。

商品名は「□□□」。

申請者は□□□株式会社となっております。

保健の用途といたしましては、「□□□」となっております。

関与成分といたしましては、□□□。

1日摂取目安量当たりの関与成分量といたしましては、□□□として□□□gとなっております。

1日当たりの摂取目安量は「□□□」となっております。

摂取をする上での注意事項は「□□□」となっております。

食品形態は□□□となっております。

本申請につきましては、許可番号767番「□□□」、許可番号1024番「□□□」、許可番号1044番「□□□」と□□□、□□□、1日摂取目安量当たりの□□□が□□□となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

許可品1044番と類似のものでございます。御審議のほどお願いいたします。

これも〇〇〇は関与成分として非常に広く使われているものでございます。

どうぞ。

「〇〇〇」を御承認いただけますか。

(「はい」と声あり)

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

(9) (10) 〇〇〇

〇〇〇〇委員 今度はやはり関与成分が同じ〇〇〇の製品でございます。

御説明のほどよろしくお願いいたします。

○食品表示課 資料2の23ページが〇〇〇タイプ、32ページが〇〇〇タイプとなっております。両方一緒に説明させていただきます。

商品名は「〇〇〇」と「〇〇〇」。

申請者は〇〇〇株式会社となっております。

保健の用途といたしましては、「〇〇〇」ととなっております。

関与成分といたしましては、〇〇〇。

1日摂取目安量当たりの関与成分量といたしましては、〇〇〇として〇〇〇gとなっております。

1日当たりの摂取目安量といたしましては「〇〇〇」ととなっております。

摂取をする上での注意事項は「〇〇〇」ととなっております。

食品形態は〇〇〇です。

本申請につきましては、許可番号1337番「〇〇〇」と〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇が〇〇〇となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇〇〇〇委員 それでは、改めて〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員 当初は〇〇〇の調子は1日摂取目安〇〇〇gで申請され、それに対する有効性の研究報告がありました。今回は〇〇〇の〇〇〇を抑えることも、1つの製品で両方ということが出されたもので〇〇〇g。ですから、安全性を調べる場合には約〇〇〇倍して〇〇〇gということなので、そのときのいわゆるとり過ぎによる副作用みたいなものということで議論はしました。その結果では特に大きな問題はないという点で了承しました。

もう一点は、ダブルクレームの場合で保健の用途の文言が、皆さんのほうの一番上に2

つ「□□□の□□□を□□□ます」というキャッチコピーと「□□□を□□□ます」というキャッチコピーをものすごく大きく書いていたのです。点で打っていました。そうするといかにもお薬のような表現が強く感じられたので、その言葉を小さくするという指摘を行いました。一番最初のところの「・□□□の□□□を□□□ます」「・□□□を□□□ます」という点が非常に強調されていたので、それをもう少し小さくするというのと、下に書いてある「食事バランスを」というところが相対的に落ちないように、下にならないようにという指摘を調査会からは行いました。

これは前のときからもあったのですけれども、1日摂取目安量の□□□mLがなかなかわかりづらいということで、確認の意味ですけれども、真後ろになるのでしょうか、半分だと□□□ccですけれども□□□ccはわかりにくいので、□□□ccのところにはここまでが□□□ccですという□□□が□□□ていましたので、そういう形で表示の上からは了承いたしました。

以上です。

○□□□委員 ありがとうございます。

御意見を。

□□□委員、どうぞ。

○□□□委員 ちゃんと読めばわかるのですが、ちょっと教えてください。

□□□というのは□□□そのものに入っているのでしょうか、それとも添加したもの、または全く別のものですか。

○□□□委員 □□□から抽出されてきたものです。□□□という□□□の異性体なのですけれども、それが□□□つついた□□□です。□□□の中に含まれている□□□の中も□□□が入っているのですけれども、それが□□□つついたものですから□□□としてはかる。あるいは□□□ですから□□□ついたり、□□□ついたりしています。ただ、測定としては□□□等ではかるので、そのような形としてはかりますということです。

○□□□委員 ありがとうございます。

それは□□□とか□□□とかそれ自体を□□□でも影響しないもので、それを抽出して入れるというか、抽出したからこそ出てくる効果ということですね。

○□□□委員 □□□、ごく普通に私たちが□□□の量の中にはそんなにたくさん入っていません。□□□という自然界にあるもので消化されないものを技術的に□□□して□□□して、それを□□□の□□□として使用したものです。

○□□□委員 □□□は、いわゆる我々のような科学的にわからない人間からいうと、□□□ほうが害にならないとか、□□□と何とかになるとか、心筋梗塞のあれが下がるとか上がるとか、そんなものがころころ変わっているものなのです。論文ごとに評価が違うとか、長いスパンで見ると効果があったというものがそれほどの効果ではなかったみたいな言われ方をしているものなので、特別にそれを加えることによってこの効果が得られて、悪い部分がないというのであれば特に申し上げることはないのですが、そういう方面から

□□□をどう評価していくのかとか、□□□自体は問題が解決していなくてもこういうものであれば大丈夫とか、そこら辺のことはどうなのでしょう。私が言うようながんはどうとかとか、あれがどうかというのは、いわゆる一般のニュースになる程度のレベルでしか理解しておりません。論文を検討してということではございません。

○□□□委員 □□□委員が言われたように、□□□というものに対してのいろいろなイメージをダブらせてということもあるのですけれども、□□□あるいは□□□という名称で本当の最初ときは申請されたのです。そうしますと、□□□というものが余りにも強く前に出過ぎてよく見えなくというか、判断しにくくなるので、その当時は□□□ではなくて□□□、□□□というものが、これも一般消費者にはわかりにくい言葉かもしれないですけれども、科学的にはより想像しやすいような名称に変えていただいた経緯があります。そして、測定は□□□としてということを書き込んでくださいと。そうすると、□□□という全部入った食品というよりも、そこから抽出された、ほかの物質はかなりきれいになったもので、□□□だけを抽出してきたというところで、安全性に関しては一定の方法で検討というか、検査して、それには異常がなかったものです。

○□□□委員 ありがとうございます。

○□□□委員 ありがとうございます。

□□□は昔からいろいろなことを言われているとは確かでございますが、特定保健用食品としても安全性はもちろん十分に検討しておりますので、その辺は安心してよろしいのだと思います。

どうぞ。

○□□□委員 商品名で「□□□タイプ」と「□□□」という2つあるのですけれども、「□□□タイプ」は□□□を入れているのではなくて、□□□と□□□で、□□□はどちらも□□□gなのです。□□□も□□□ですか。問題は「□□□」という言葉が使えるのかどうか。私は問題があるかなという感じがします。「□□□」などという言葉はないか。何というのか知りませんが、要するに「□□□」という言葉を使っていいかどうか。□□□□という意味だろうと思うのです。

○□□□委員 これは消費者庁にお答え願いたいと思います。

○□□□委員 □□□や□□□が少ないというのは明確な栄養表示基準ではないですね。□□□に関しては、「□□□」とか「□□□」というのは。

○□□□委員 忘れましたが、□□□も基準があります。

○□□□委員 ただ、その場合に□□□でも□□□までは□□□されなくてもされても□□□に入るのです。□□□されない□□□以上は□□□に入るのです。その近くのきわどいところで、私も判断は消費者庁のほうからのほうが正確だと思います。これはもう幾つかの矛盾点もあるのですけれども、□□□ことと□□□ということは少し乖離している部分があるのも事実なのです。そこは私よりも担当からのほうが正確だと思います。

○□□□委員 よろしいですか、どうぞ。

〇〇〇〇委員 〇〇〇の〇〇〇のことではなく、それはどちらも含量は同じですから、私の言っているのはそれに対しての〇〇〇とか〇〇〇なしという意味ではなくて、〇〇〇一般、〇〇〇一般の話です。

〇〇〇〇委員 「〇〇〇」という表現が適切かどうかというのは、むしろ消費者庁の食品表示課の話ですね。

〇〇〇〇委員 今、ここで結論が出なくても、栄養表示基準に沿って検討していただいて、その結果で結構だと思います。

〇食品表示課 確認しておきます。

〇〇〇〇委員 もちろん申請者さんも十分その辺は確認してこの表現をしているのだと思いますけれども、もう一度確認のため消費者庁でもって「〇〇〇」という表現が食品表示の面からいって妥当性があるのかどうかをしっかりと確認しておいてくださいというふうに希望いたします。

そのほかの点でいかがでしょうか。

それでは、本品につきましては「〇〇〇」という表現を消費者庁のほうで確認した上で了承したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

(1 1) 〇〇〇

〇〇〇〇委員 続いて、〇〇〇の「〇〇〇」ですね。

御説明をよろしく願いいたします。

〇食品表示課 資料2の41ページをごらんください。

商品名は「〇〇〇」。

申請者は株式会社〇〇〇です。

保健の用途といたしましては、「〇〇〇」となっています。

関与成分といたしましては〇〇〇。

1日摂取目安量当たりの関与分量といたしましては〇〇〇mgとなっております。

1日当たりの摂取目安量は「〇〇〇」となっております。

摂取をする上での注意事項は「〇〇〇」となっております。

食品形態としては〇〇〇となっております。

本申請につきましては、許可番号1339号「〇〇〇」、許可番号1340号「〇〇〇」の類似品となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇〇でございます。ついこの間承認をしました「〇〇〇」に新たに〇〇〇を変えたものを今回申請したものでございます。御審議のほどお願いいたします。

どうぞ。

〇〇〇〇委員 ついこの間の議題なのですが、今さらながら「〇〇〇の〇〇〇食事をとりがちな方に適しています」というのが気になるのです。これはこの前もこうでしたか。済みません、物覚えが悪くて何回も言うのかもしれませんが。

〇〇〇〇委員 一覧表がありますね。その表によると、既許可品は何番でしたか。

〇食品表示課 一覧表の56ページをごらんください。一番下の2つが「〇〇〇」と「〇〇〇」になっております。

〇〇〇〇委員 そういうことでございます。

ほかに御意見はございますか。

これはちゃんと〇〇〇由来とはっきり書いてありますね。これは添加物でなくて原材料で、自分で調製したもので由来がはっきりしているから〇〇〇由来と書ける。

御意見がないようですので、本品目につきましては本部会でもって了承とさせていただきますと思います。

(「はい」と声あり)

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

(12) (13) 〇〇〇

〇〇〇〇委員 続きまして、「〇〇〇」の御説明をよろしくお願いいたします。

〇食品表示課 資料2の57ページと67ページにございます。

商品名は「〇〇〇」「〇〇〇」。

申請者は〇〇〇です。

保健の用途といたしましては、「〇〇〇」となっております。

関与成分は〇〇〇。

1日摂取目安量当たりの関与成分量は〇〇〇mgとなっております。

1日当たりの摂取目安量といたしましては「〇〇〇」となっております。

摂取をする上での注意事項は「〇〇〇」となっております。

食品形態は〇〇〇です。

本申請につきましては、許可番号1069号の「〇〇〇」の類似品となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

《 報告書案、答申書案の確認 》

〇〇〇〇委員 以上で既許可類似品も終わりました、全体を振り返りますと、〇〇〇、〇〇〇が〇〇〇につきまして申請者に確認を求めて、その後に部会長判断でもって承認するかどうかを決めるということでございますので、本部会では承認は見送られるということでございます。

そういうことで、資料3の報告書（案）がございますが、読み上げますと、消費者委員会委員長河上正二宛てで、私の名前でもって発出するということです。

「新開発食品調査部会報告書

以下の13品目について審議し、別記のとおり議決したので報告します」。

「〇〇〇」、次の「〇〇〇」を削除して、続いて「〇〇〇」「〇〇〇」については承認したということにさせていただきます。

別記でございます。

「審議経過」「平成24年7月18日付消食表第286号により諮問された『〇〇〇』の安全性及び効果について別添のとおり平成24年12月21日8月23日の新開発食品第二調査会において審議を行い、その結果を踏まえ平成24年12月19日に開催された新開発食品調査部会において審議を行い、『2. 審議結果』のとおり議決した」。

次のパラグラフ「平成24年10月24日付消食表第430号により諮問された『〇〇〇』『〇〇〇』『〇〇〇』『〇〇〇』『〇〇〇』『〇〇〇』の安全性及び効果について別添のとおり平成24年11月19日の新開発食品第一調査会において審議を行い、その結果を踏まえ平成24年12月19日に開催された新開発食品調査部会において審議を行い、『2. 審議結果』のとおり議決した」。

次のパラグラフ「平成24年10月24日付消食表第430号により諮問された『〇〇〇』『〇〇〇』の安全性及び効果について別添のとおり平成24年11月19日の新開発食品第二調査会、平成24年11月19日の新開発食品第一調査会において審議を行い、その結果を踏まえ平成24年12月19日に開催された新開発食品調査部会において審議を行い、『2. 審議結果』のとおり議決した」。

「2. 審議結果」。

「以下の13品目」これを「以下の9品目」とします。「以下の9品目については特定保健用食品として認めることで差し支えない」。

「〇〇〇」、「〇〇〇」は外して、続いて「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」。

別表につきましては諮問を受けた品目だから訂正しなくていいのですね。

以上でございますが、間違いはないでしょうか、よろしゅうございますか。

では、今、読み上げたとおり消費者委員会委員長宛てに報告したいと思っております。

○事務局 確認をさせていただきたいのですけれども、「□□□」の「□□□」の部分なのですけれども、こちらは消費者庁のほうで食品表示の妥当性について確認するということなのですが、この扱いについては部会長一任という形でよろしいでしょうか。

○□□□委員 □□□については、本当は事務的な確認にすぎないので御了承いただいたものとして進めさせていただくということでございます。

ありがとうございました。

本日部会で議決した内容につきましては新開発食品調査部会設置運営規定第8条に基づき、消費者委員会委員長の同意を得て委員会の議決となります。その上で内閣総理大臣へ答申を行うこととなりますが、答申書（案）については事務局のほうから確認をお願いいたします。

○事務局 資料4によって答申書に沿って御説明させていただきたいと思います。

平成21年12月9日付消食表第57号、平成24年1月27日付消食表第20号、平成24年7月18日付消食表第286号及び平成24年10月24日付消食表第430号をもって諮問された品目のうち、別添記載の9品目の安全性及び効果申請について下記のとおり答申します。

まず「□□□」は、表示をより明確化するようにすること。部会長にご確認をいただきます。

「□□□ <□□□><□□□><□□□>」につきましては、□□□が発症した事例がないか事業者を確認するということが部会長のもとで決定するということが一応外させていただきます。

「□□□」につきましては、このまま答申書の内容といたします。

「□□□」「□□□」「□□□」「□□□」「□□□」「□□□」「□□□」「□□□」もこのまま原案のとおりとさせていただきます。

御報告は以上です。

○□□□委員 ありがとうございました。

そういうことで、報告書（案）のとおり答申書も9品目だけを今回答申するということが、内閣総理大臣宛てに答申したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

《 3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可） 》

○□□□委員 続きまして、報告品目がございます。お手元の資料5にございます。

まず消費者庁から御説明をお願いいたします。

○食品表示課 前回の部会以降、10月24日と11月5日に許可した品目のうち、規格基準型

及び再許可等の6品目について御報告いたします。資料5をごらんください。

まず1番目と2番目です。

申請者は株式会社□□□です。

商品名は「□□□」「□□□」です。

許可番号815番「□□□」の再許可品でございます。

食品形態といたしましては□□□です。

相違点といたしましては商品名でございます。

続きまして、3番目です。

申請者は株式会社□□□です。

商品名は「□□□」です。

許可番号1242号「□□□」の再許可品でございます。

食品形態といたしましては□□□です。

相違点といたしましては商品名でございます。

4番目、申請者は□□□株式会社です。

商品名は「□□□」です。

許可番号1274号「□□□」の再許可品でございます。

食品形態といたしましては□□□です。

相違点といたしましては商品名でございます。

5番目、申請者は□□□株式会社です。

商品名は「□□□」です。

許可番号899号「□□□」の再許可品でございます。

食品形態といたしましては□□□です。

相違点といたしましては、申請者と商品名でございます。

6番目、申請者は□□□株式会社です。

商品名は「□□□」です。

許可番号685号「□□□」の再許可品でございます。

食品形態といたしましては□□□です。

相違点といたしましては、申請者と商品名でございます。

報告品目は以上でございます。

○□□□委員 ありがとうございます。

いずれも商品名の変更及び申請者、事業者が変わったのですかね。そういうものでございますのでよろしいかと思えますけれども、御意見等はございますでしょうか。

それでは、御報告を承りました。

本日用意した議事は終わりでございます。

《 4 . 閉会 》

〇〇〇〇委員 事務局から連絡事項などはございますでしょうか。

〇事務局 どうもありがとうございました。

次回の部会ですけれども、3月25日月曜日の午後2時からを予定しております。次回まで少し時間があきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇〇〇委員 それでは、本日の審議はこれにて閉会とさせていただきます。